



島根県報

令和2年4月10日（金）

号外第50号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始（2件）

(") 4

告 示

島根県告示第258号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	191号	益田市匹見町道川イ1198番1地先から同イ1199番1地先まで	前	メートル 14.20～ 29.60	メートル 140.00	益田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	24.20～ 42.00	140.00		
"	"	益田市匹見町道川イ1166番1地先から同イ1167番1地先まで	前	12.80～ 37.20	135.00		災害防除工事 拡幅
			後	14.30～ 37.20	135.00		
"	488号	益田市長沢町口1116番1地先から同口1110番5地先まで	前	8.60～ 46.50	230.30		道路改良工事 拡幅
			後	27.90～ 161.50	230.30		
"	"	益田市長沢町口978番8地先から同市匹見町澄川イ2250番3地先まで	前	12.80～ 63.00	409.40		道路改良工事 拡幅
			後	20.20～ 76.20	409.40		
県 道	知夫島線	隠岐郡知夫村字小薄毛400番1地先から同村字亀高446番8地先まで	前	5.10～ 19.85	620.00	隠岐支庁県土整備局	道路改良工事 拡幅
			後	5.10～ 33.90	620.00		

〃	日ノ津崎港 線	隠岐郡海士町大字崎 1473番2地先から同 1555番6地先まで	前	8.00～ 14.20	129.50	災害防除工事 拡幅
			後	8.00～ 22.65	129.50	

島根県告示第259号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	旭戸河内線	浜田市旭町市木3578番2地先から同地先まで	メートル 118.40	令和2年 4月10日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市旭町市木3578番2地先から同3670番2地先まで	284.93	令和2年 4月10日		
〃	〃	浜田市旭町来尾874番2地先から同875番6地先まで	92.79	令和2年 4月10日		
〃	〃	浜田市旭町来尾869番3地先から同868番2地先まで	102.30	令和2年 4月10日		
〃	三隅井野長浜線	浜田市三隅町三隅2124番3地先から同地先まで	110.00	令和2年 4月10日		

島根県告示第260号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年4月10日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	375号	邑智郡美郷町長藤969番5地先から同番1地先まで	メートル 255.00	令和2年 4月10日	県央県土整備 事務所	
県道	松江鹿島美保 関線	松江市美保関町片江1058番5地先から 同1345番3地先まで	193.30	令和2年 4月10日	松江県土整備 事務所	
〃	〃	松江市美保関町片江1058番5地先から 同1340番地先まで	180.00	令和2年 4月10日		